

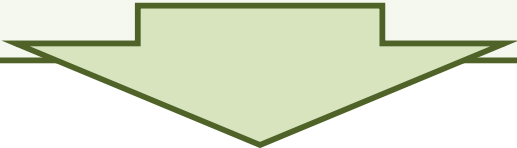
実証実験（アドバンス事業）の概要

令和元年11月27日

1 本業務の目的と問題意識

業務の目的

- トラック運送業においては、総労働時間が長く、また、荷主都合による手待ち時間などの実態があり、運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難な状況にあり、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要がある。
- このような状況を踏まえ、トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（以下、「地方協議会」という。）において、平成28年度から平成29年度の2か年にわたりパイロット事業を実施し、荷待ち時間の削減や荷役作業の削減等、一定の成果が得られたところであるが、荷種ごとにより詳細な改善提案を行う「アドバンス事業」を実施することにより、更なるトラック輸送の長時間労働の抑制とその定着を図っていくことを目的とする。間労働の抑制とその定着を図っていくことを目的とする。

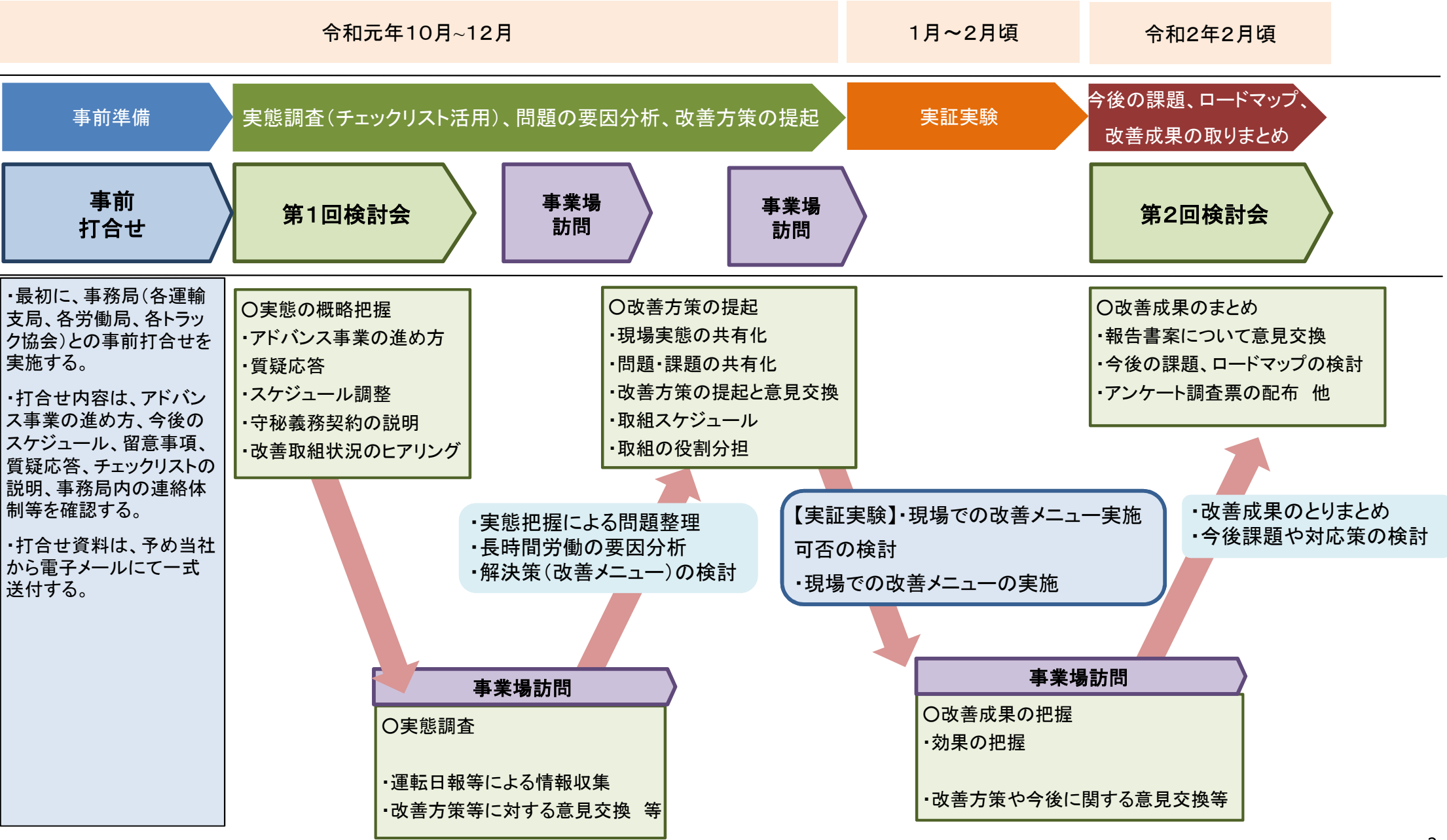


当社の問題意識

問題意識	内 容	ポイント
取引条件の改善 が必要	○ 荷主とトラック運送事業者との力関係により、労働時間短縮に向けた改善が進捗せず、さらに多重的な下請構造により適切な運行管理がなされていない等の問題が多い。 ○ 附帯作業、荷主都合の待機時間等について、適正運賃・料金の収受ができていない等の問題があるため、取引条件の改善に向けた取組を検討する。	○長時間労働に影響する受発注業務、附帯作業、荷主都合の待機時間等について実態把握し改善する
モデル事例の構築 が必要	○ 運転者の長時間労働の抑制に向けて、アドバンス事業では「実態把握→問題・課題の把握と計画(Plan)→実証実験の実施(Do)→実証実験の評価(Check)→次年度以降の改善対策(Action)」に取組むことで、水平展開可能なモデル事例を検討する。	○実証実験による成果の有無ではなく、改善方策の現実的妥当性と効果性の評価を実施する。
改善方策の標準化 が必要	○ 対象集団が実施した改善方策について、他の荷主・トラック運送事業者においても取組できるよう、改善方策を標準化する。 ○ 中央協議会が策定予定の「長時間労働改善ガイドライン」に活用できるような改善方策の標準化を検討する。	○パートナーシップの構築手法、長時間労働の改善方策について、水平展開できるよう手法を標準化する。

2 本業務の作業フロー

○ 本業務の作業フローは以下の通りである。実施時期は提案段階では想定であり、今後近畿運輸局及び事務局と協議の上、決定する。



4 検討会の開催

検討会の開催

以下の内容の検討会を期間中に 2 回開催する予定。

(ア) 第 1 回検討会では、実証実験実施前において、本事業の趣旨の理解及びトラック運転者の労働時間の改善に対する構成員間の気運の醸成を図るとともに、問題点、実証実験の実施手法について検討を実施する。

(イ) 実証実験実施後において、受託業者があらかじめとりまとめた実証実験の結果報告、改善状況、実験成功又は失敗の要因分析、今後の課題等について検討を行う。

回数	検討内容	留意点
第1回 検討会	1. アドバンス事業の合意形成 2. アドバンス事業についての今後の進め方 3. 守秘義務契約の説明(情報の扱いの留意点) 4. スケジュール調整(検討会、現場訪問日程を全て調整) 5. 質疑応答 6. これまでの改善取組状況のヒアリング	○ 第1回事業場訪問における詳細な実態把握に向けて、下地を整えるイメージである。
第2回 検討会	1. 改善成果のまとめ 2. 報告書案について意見交換 3. 今後の課題の検討	○ 第2回事業場訪問により、改善への取組実態、具体的な成果についてヒアリングを実施し、アドバンス事業の評価、成功・失敗の要因分析、課題を検討し、報告書案とする。報告書案は対象集団から合意を得るものとする。

5 事業場訪問の実施

事業場に対する 指導・助言等

○受託業者は、第1回検討会と第2回検討会の間に1回、第2回検討会と第3回検討会の間に1回以上の計2回以上、対象集団全ての事業場を訪問し、それぞれの課題に応じて助言・指導を行うこと。ただし、実証実験の内容によっては一部訪問を省略する。事業場訪問の際には、現場の実態を把握し、長時間労働の要因分析等を基礎に以下事項を実施する。

(ア) 実証実験を実施するにあたっての対象集団への指導・助言

(イ) 把握した実態と分析結果をもとに長時間労働の抑制のための指導・助言

(ウ) 改善手法の提案

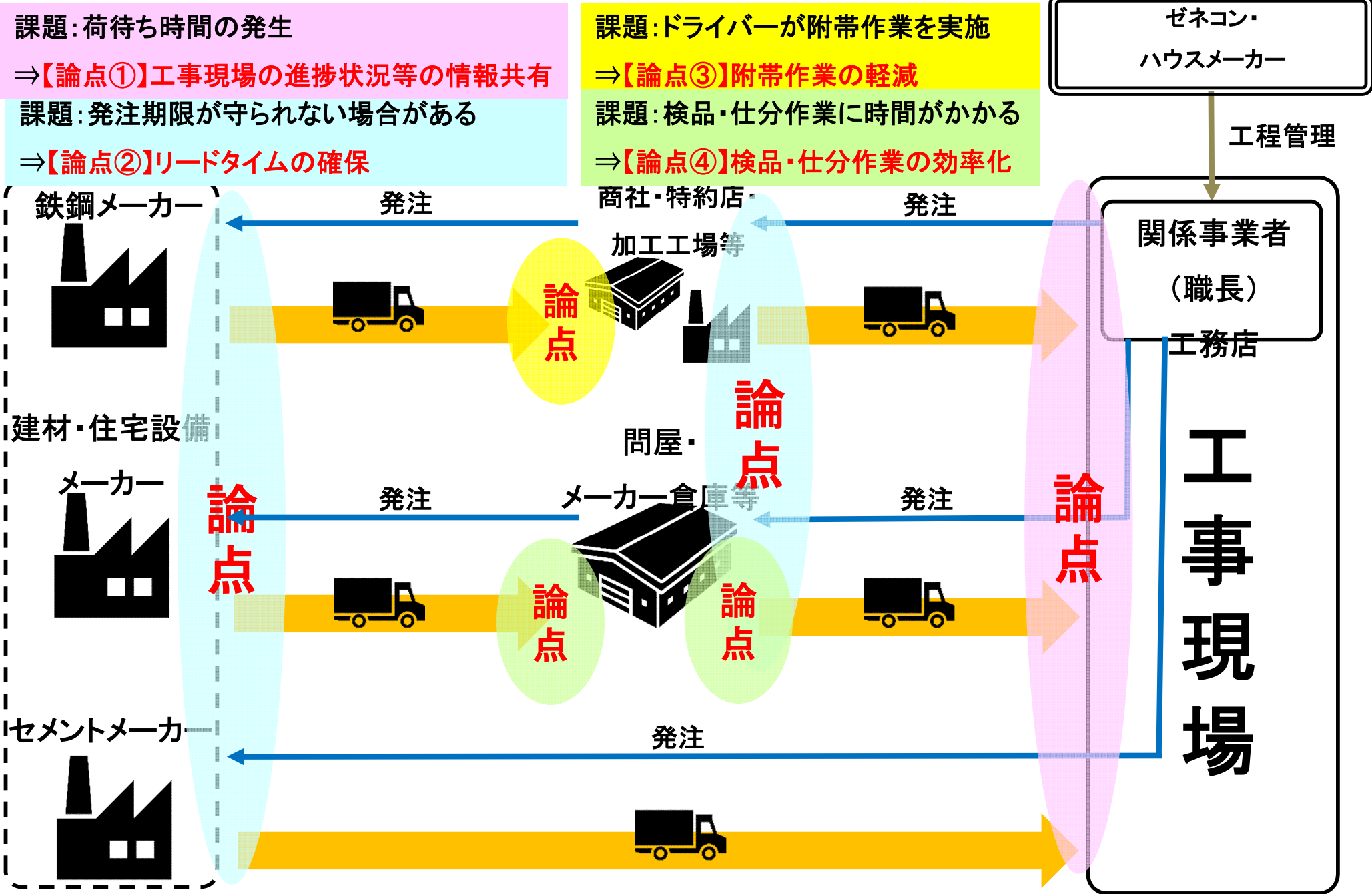
(エ) 改善策の実施状況の確認と指導・助言

事業場訪問による指導・助言

回数	検討内容	留意点
第1回 事業場訪問	1. 詳細な実態調査 2. 附帯作業内容の分析 3. 運転日報等による情報収集 4. 改善方策等に関する意見交換 5. 積み込み・取卸し現場の分	○実証実験の実施に向けて、実態把握に向けた調査を実施する。実態調査結果を踏まえ、問題及びその原因を分析し、有効な対応策を検討する。 ○有効な改善方策についても、複数の代替案を用意し、第2回検討会で十分な検討を実施する。
第2回 事業場訪問	1. 実証実験の取組内容と改善成果の把握 2. 運転日報等による情報収集 3. 改善効果の把握 4. パートナシップ構築状況とその効果 5. 実証実験での失敗、困難な事項等の聞き取り 6. 実証実験結果の要因分析に向けたヒアリング 7. 今後の改善方策、取組予定内容等の意見交換	○改善成果の取りまとめに向けた現場調査を実施する。 ○実証実験の取組に際して、進捗状況、取組のボトルネック箇所等を確認し、助言指導を実施する。 ○実証実験が完了しても、改善方策の取組を継続してもらうため、今後の取組課題、改善方策、ロードマップについても検討する。

ご参考)建設資材物流における課題の発生箇所

※議論の便宜上、網羅的な図とはしていない



5. アドバンス事業①

○対象集団は、発荷主:建設資材製造業、着荷主は建材卸業者。

○問題の状況

- ・建材(主に継送品)の 物流業務(入荷・出荷・棚卸等)は 品番 を 目視で確認して行いますが、多品種化によって 品番の桁数が増え、ミスを誘発すると共に、その生産性は低く、人手を要する作業になっています。



物件ラベルには
物件名・部屋名等を表示
(同じ品番でも違うもの)



5. アドバンス事業②

○物流業務の合理化、精度向上のためには、目視による品番確認を QRコード等をハンディターミナルで読む作業に変更する必要があります。

○建材には他業界のように 規格統一されたコード が存在しません。また、商品の最小管理単位が 品番＋物件名＋部屋名 というように 品番だけでは管理(作業)できなくなっているため 商品マスタ を用いたしくみでは 合理化が困難 です。



5. アドバンス事業③

○実証実験の内容

- ・出荷建材に、物流コードを添付するころ

○期待される効果

- ・出荷検品、入荷検品作業の正確性と効率性の向上
- ・出荷現場でのピッキング作業の効率化
- ・工事現場での部材配置の正確性と効率性の向上
- ・以上から、トラック運転者の待機時間削減、附帯作業時間の削減